

TERP22-08

ASNITE公表用文書

ASNITE試験事業者 認定の取得と維持のための手引き

第8版

平成28年9月29日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

第1章 ASNITE(試験事業者)認定プログラム.....	3
第1節 プログラムの概要.....	3
第2節 認定の対象となる試験分野.....	3
第3節 認定制度の運営.....	3
第2章 認定申請の手続き.....	5
第1節 概要.....	5
第2節 事前準備.....	6
第3節 認定の申請.....	7
第4節 申請書類の提出先.....	7
第5節 手数料.....	8
第3章 認定プロセス.....	8
第1節 概要.....	8
第2節 認定の付与.....	11
第3節 認定申請中の変更.....	11
第4章 ASNITE 試験事業者の権利と義務.....	11
第1節 ASNITE 試験事業者の権利.....	11
第2節 ASNITE 試験事業者の義務.....	12
第5章 認定の維持のための手続き.....	12
第1節 認定基準への継続的な適合.....	12
第2節 変更の届出.....	13
第3節 契約検査(定期検査及び臨時検査).....	13
第4節 事業の承継.....	14
第5節 事業の廃止.....	14
第6節 認定の取消し.....	14
第7節 ASNITE 試験業務報告.....	15
第6章 苦情又は異議の申立.....	15
別表1 申請に必要な書類.....	16
別表2 申請に必要な書類(EPAエネルギースターに係るASNITE試験事業者の場合).....	17
別表3 変更届に係る例.....	18
ASNITE 試験事業者 様式集.....	20

はじめに

この手引きは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)の規定に基づき、認定国際基準に対応する試験事業者がASNITEプログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

なお、校正事業者、標準物質生産者、製品認証事業者、ITセキュリティ評価事業者及び暗号モジュール試験事業者が当該プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書は別に作成しています。

第1章 ASNITE(試験事業者)認定プログラム

第1節 プログラムの概要

ASNITE(試験事業者)認定プログラムは、工業標準化法試験事業者登録制度(JNLA)を補完することを目的とした工業標準化法試験事業者登録制度(JNLA)の適用を受けない試験を行う試験事業者を認定する任意のプログラムです。

認定を付与された事業者は「ASNITE試験事業者」として認定が与えられた範囲内の試験を行ったときは、ASNITEプログラムの認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

ASNITE試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合したASNITE試験事業者の試験を受けることができますこととなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。ASNITEプログラムの認定機関である認定センター(以下「IAJapan」という。)は、認定のための一般要求事項としてISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の関係条項を採用し、ISO/IEC17011(JIS Q17011)に適合した制度運営を行っています。

さらに、IAJapanは、その制度運営の適切性をAPLAC^{*1}/MRA及びILAC^{*2}/MRA^{*3}に認められ、これらに参加しています。(MRA対象プログラムは、JNLA、JCSS並びに試験事業者及び校正事業者に対するASNITE。)

*1 APLAC:Asia-Pacific Laboratory Accreditation Cooperation(アジア太平洋試験所認定協力機構)

*2 ILAC:International Laboratory Accreditation Cooperation(国際試験所認定協力機構)

*3 MRA:Mutual Recongnition Arrangement(相互承認)

第2節 認定の対象となる試験分野

認定を申請する者(以下「申請事業者」という。)は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法の区分を特定しなくてはなりません。

認定の対象となる試験方法の区分については、ASNITEホームページの公表文書に掲載した「ASNITE試験方法区分一覧(TGRP32)」及び「ASNITE試験事業者(環境)に係る認定区分一覧」(ENRP33)で示しています。認定を受けようとする試験方法が、これらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前にIAJapanにご相談ください。

第3節 認定制度の運営

1. 認定機関

ASNITEプログラムは、IAJapanにより運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

2. 運営規格等

ASNITEプログラムの運営はIAJapanの規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は国際指針であるISO/IEC規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapanはISO/IEC 17011(JIS Q17011)の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITEプログラムはこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITEプログラムは諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。

国際規格等

- ① ISO/IEC 17011[2004] - Conformity assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項: JIS Q17011[2005])
- ② ISO/IEC 17025 [2005] - General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 JIS Q 17025[2005])
- ③ ISO/IEC Guide 98-3(2008): Uncertainty of measurement - Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM: 1995) (計測における不確かさの表現のガイド: TS Z 0033[2012])

3. 認定基準

申請事業者は、下記の規程の全ての要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた後も継続してこれらの規程の要求事項を満足しなければなりません。ただし、下記②については、米国EPAエネルギースタープログラムに係る試験を実施する申請事業者又はASNITE試験事業者のみに適用されます。

- ① TERP21 「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」
試験事業者の認定に対する一般基準として、各国認定機関で用いられているISO/IEC 17025(JIS Q17025)等の関連要求事項が採用されています。
- ② TCRP41「ASNITE試験事業者－EPAエネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項」
ASNITE試験事業者は、「EPAが認可する試験所の要件」を満足しなければならないことを規定しています。
- ③ URP23 「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」
- ④ URP24 「IAJapan技能試験に関する方針」

4. IAJapanの機構

IAJapanの機構を図1に示します。IAJapanの運営に関する責任者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター所長です。また、計量認定課、環境認定課及び製品認定課(以下、「認定課」という。)に各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会がIAJapanに設置されています。

認定業務諮問委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け利害のバランスを考慮し、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構成となっています。評定委員会は公平さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や試

験分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの委員会の機能は次のとおりです。

○認定業務諮問委員会

認定機関の運営に関する事項について審議します。

○技術委員会

認定基準の制定や技能試験等の技術的事項及びプログラムごとの運営方針等について審議します。

○評定委員会

認定の付与、拒否、継続、一時停止や取消しなどの申請事業者又はASNITE試験事業者の評定を行います。

◆IAJapan組織図 (2013年(平成25年)4月現在)

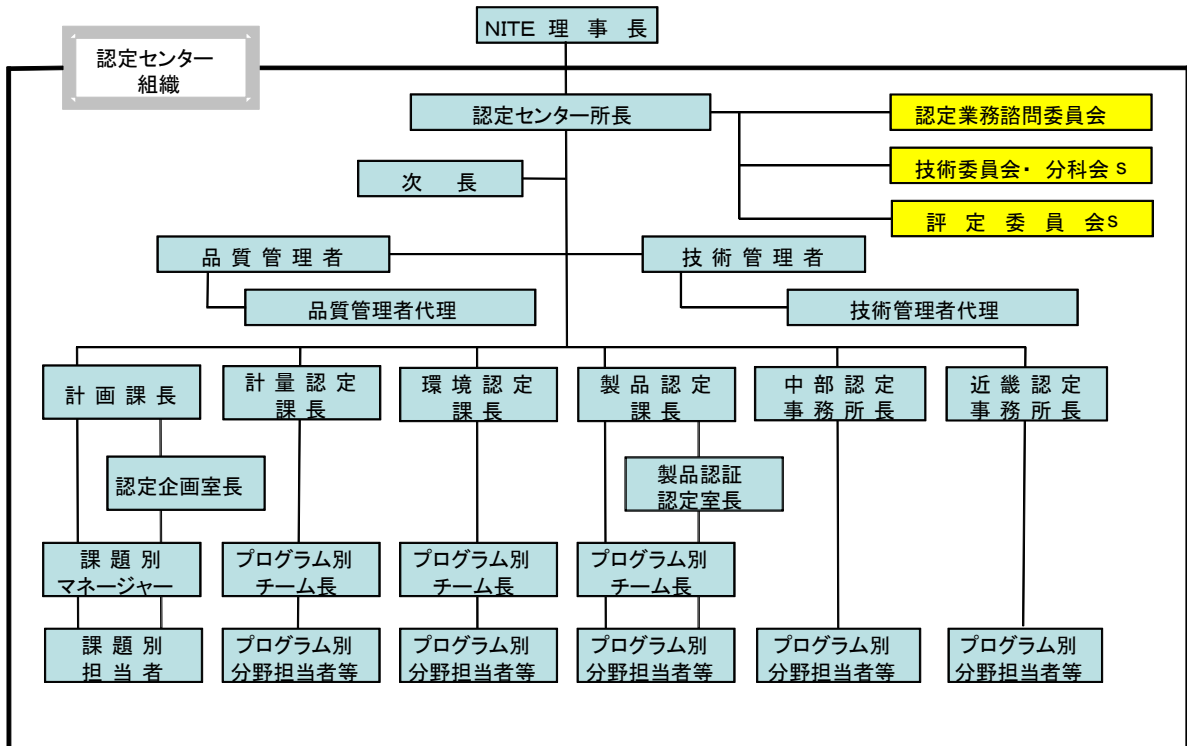


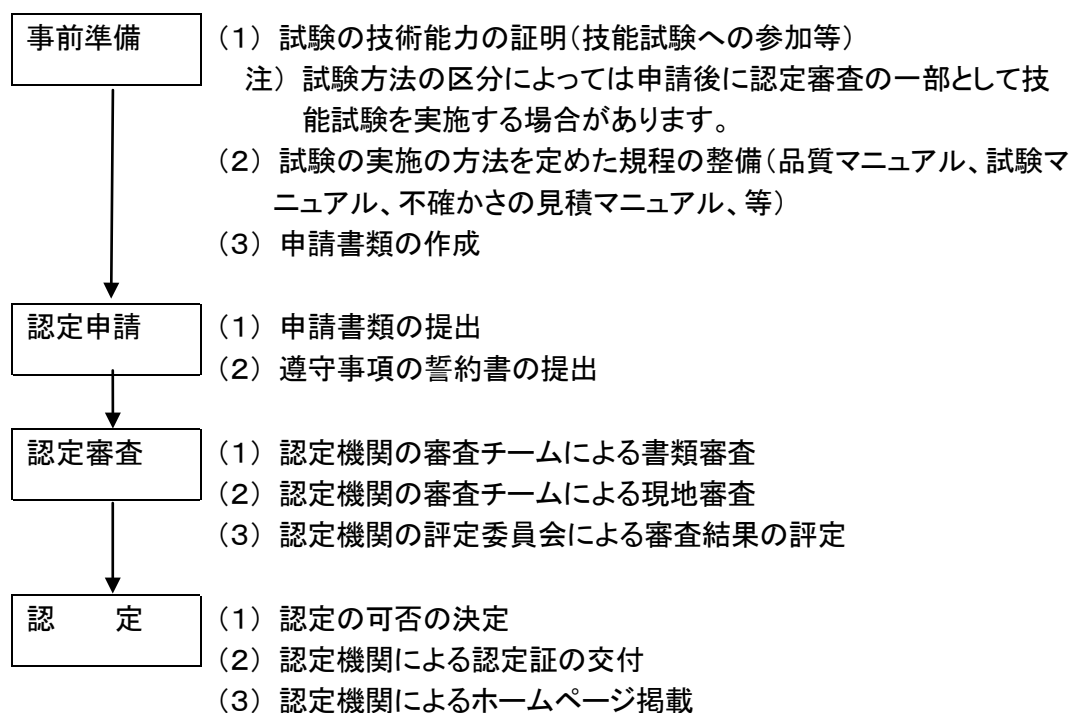
図1 認定機関の機構図

第2章 認定申請の手続き

第1節 概要

認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく民間企業、公益法人、個人等誰でも認定を申請することができます。また、ASNITE試験事業者の数の制限や申請時期の制限はありません。

ASNITE試験事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、IAJapanに申請しなければなりません。IAJapanは、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会の評定を経て、認定の可否を認定センター所長が決定し、申請事業者に通知します。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略は、以下のとおりです。



第2節 事前準備

ASNITE試験事業者として認定されるためには、次の要件に適合していなければなりません。これらの認定基準を詳しく解説します。

認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に申請事業者による十分な準備が必要となります。

1. 試験の技術的能力の証明

申請事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理者、試験従事者、試験マニュアル等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

試験の技術的能力の証明の方法としては、IAJapanが別に定める「IAJapan技能試験に関する方針」にしたがった技能試験等を受けていただくこととなります。

IAJapanが実施する技能試験の手数料については、第2章第5節2. を参照してください。

注1) IAJapanが実施する技能試験及びIAJapanが認める技能試験に関する情報は、ホームページ等に公表いたします。

注2) 申請する試験方法の区分によっては、申請した試験方法と類似する方法による技能試験の参加実績がある場合は、その実績を採用する場合があります。詳細は、申請前にIAJapanにご確認ください。

2. マネジメントシステムの構築

「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」に適合したマネジメントシステム^{*4}を有することが要求されます。これには、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)等の該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」を参照してください。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。申請事業者は、申請に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を

記載した最上位文書である品質マニュアル、試験手順や方法を定めた規程(以下「試験マニュアル」という。)、試験の不確かさの見積方法を定めた規程(以下「不確かさ見積マニュアル」という。)などを添付書類として提出する必要があります。

注3) 審査チームが、認定審査の各段階において、申請者の認定基準への適合性が品質マニュアルの記述のみから判断できない場合には、関係する文書等の提出を求めることがあります。

*4 マネジメントシステム:「方針及び目標を定め、その目標を達成するためのシステム」を意味します。

第3節 認定の申請

事前準備が終了したら、様式1のASNITE認定申請書及び申請に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添付し、申請してください。申請は、試験事業を行う事業者(法人の場合は、代表権のある者)が行って下さい。また、認定を受けようとする事業所(試験所)の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなします。

一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」の「附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に記載された要求を満たすようにして下さい。

ASNITE認定申請書の作成に当たっては、「JNLA登録の取得と維持のための手引き」も参考にして作成してください。

なお、申請書類の提出の際、「ASNITE認定の一般要求事項の誓約について」の提出が求められます。

また、代表権のある方からの委任状をASNITE認定申請書に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が提出時以降の手続きを行うことができます(様式7 参照)。

注4) 既に認定を受けている者が、別の試験方法の区分の認定を受けようとする場合は、改めて申請することが必要となります。

注5) 申請書様式をはじめ、各様式は事業者がワープロ等で作成してください。

注6) ASNITE試験事業者の認定申請書及び添付書類(以下、「申請書類」という。)は別表1を参照してください。ただし、米国EPAエネルギースタープログラムに係るASNITE試験事業者の申請書類は別表2を参照してください。

注7) マルチサイト事業者の申請を行う場合には、申請前にIAJapanにご相談下さい。

第4節 申請書類の提出先

申請にあたっては、申請書類の正本1部、写し3部を作成し、申請窓口へ提出して下さい。申請窓口は次表のとおりです。

表 1 認定申請先一覧

申請窓口	住 所	電話番号(上段) (FAX(下段))
認定センター 環境認定課 製品認定課	〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10	03-3481-1633(試験(環境関連)) 03-3481-1939(試験(環境関連以外)) (03-3481-1937)
中部認定事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-1932 (052-951-3902)
近畿認定事務所	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16	06-6612-2070 (06-6612-1617)

第5節 手数料

1. 認定申請手数料

(1) 認定申請手数料は、IAJapanホームページで公表する手数料表をご参照下さい。

なお、ASNITE試験事業者の試験方法の区分の内容は、ASNITEホームページの公表文書に掲載した「ASNITE試験方法区分一覧(TGRP32)」及び「ASNITE試験事業者(環境)に係る認定区分一覧」(ENRP33)で公表しています。

認定を受けようとする試験方法が、ASNITE試験の区分一覧にないと思われるときは、手数料等についてIAJapanにご相談ください。

(2) 特例措置

ASNITEとJNLAとを同時に申請する場合、認定審査及び定期検査を合同で実施できる場合等は減額措置があります。詳細はIAJapanにご確認ください。

2. 技能試験手数料

(1) IAJapanで実施する技能試験手数料は、IAJapanホームページで公表する手数料表をご参照下さい。

(2) 技能試験プログラムにより手数料は異なりますので、事前にIAJapanにご確認ください。

3. 検査手数料

(1) 検査手数料は、IAJapanホームページで公表する手数料表をご参照ください。

(2) 全項目検査は認定審査と同規模で実施し、それ以外の定期検査は部分的な確認を実施するため、手数料額が異なります。IAJapanからは年度毎に定期検査実施案内をお送りしますので、その際に手数料額をご確認ください。

4. その他

手数料の納付については、当機構(財務会計担当)からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。いったん受理した申請等に係る手数料については、当機構の事情により中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。

第3章 認定プロセス

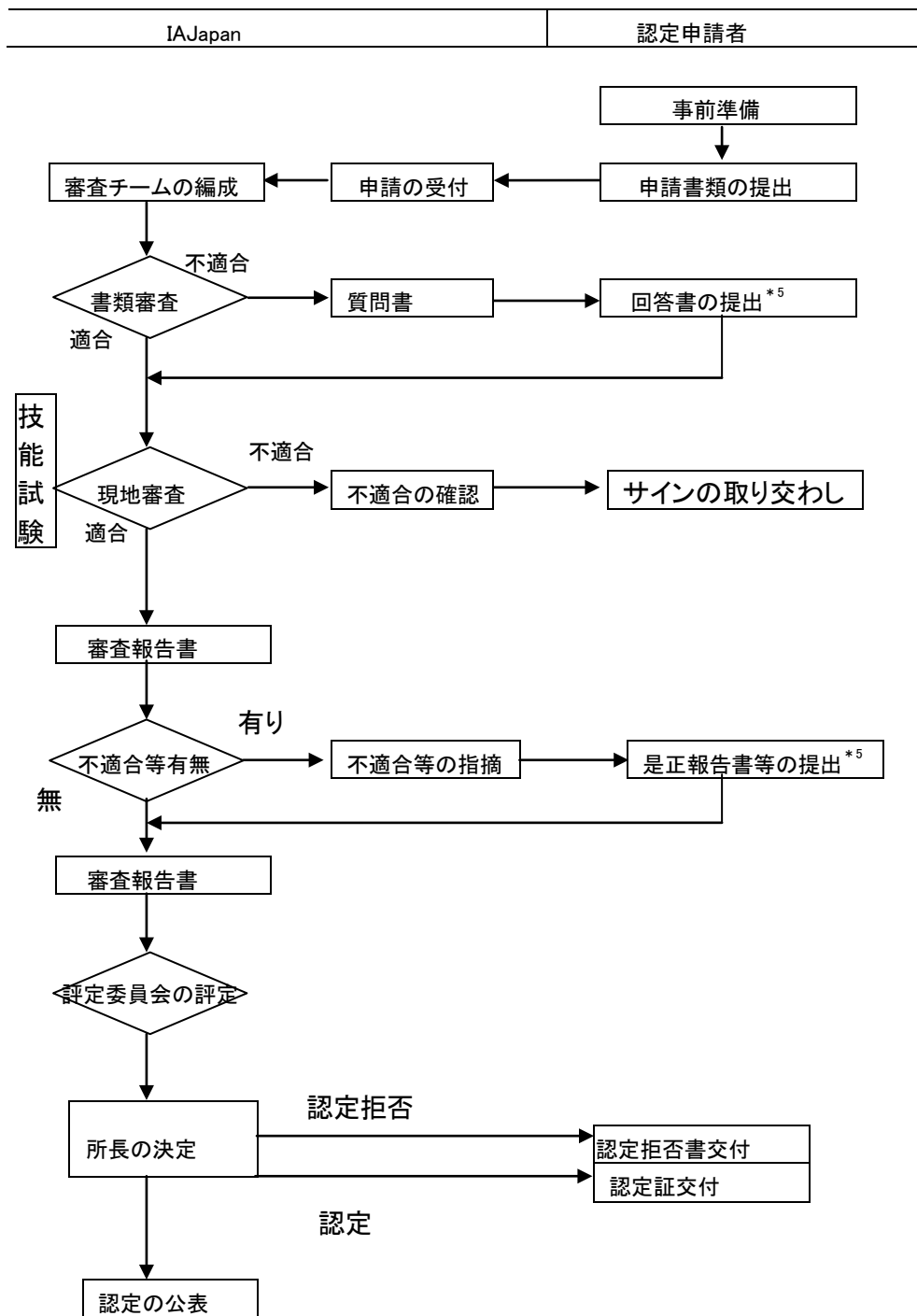
第1節 概要

IAJapanは、申請を受理した後、申請者が認定基準に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての認定基準に適合していると判断された場合にのみ認定が付与されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければ、現地審査(事業所における審査)が実施されます。この際、申請者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。

また、審査の過程でIAJapan又は審査チームからは是正報告書等の提出が求められる場合や再現地審査が実施される場合があります。この是正に30日以上を要する不適合がある場合には、その是正計画を提示してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、提出が求められた日から起算して原則90日を上限とします。

次に認定のプロセスを、順を追って解説します。

認定プロセス



*5 質問書に対する回答書又は是正報告書等(懸念事項に対する回答書を含む)の提出期限は「提出が求められた日から起算して30日以内」とします。(期限切れは、次行程に進みます。)

1. 審査チームの編成

IAJapanは、認定申請ごとに申請の事業区分に適した1名以上の審査員と、必要に応じて、技術アドバイザーを、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申

請の範囲等を勘案したものとなります。

審査チームが編成されますと、申請者に審査チームの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

2. 書類審査

審査チームは、申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、申請に必要な書類又は試験の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項に不備がある場合、書類の追加、是正や改善を質問書によって要求しますので、申請者は質問を受けた日から起算して30日以内に書面で回答してください。是正に30日以上を要する場合には、その是正計画を回答してください。ただし、その場合の回答書等の提出期限は、最初に回答書等の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答を頂いた後に実施します。

3. 現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、申請者の品質管理者、技術管理者や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する模擬試験などの方法で行われます。

なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合は、「IAJapan技能試験に関する方針」(URP24)に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になりますので、事前にIAJapanにご相談下さい。

現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請事業者と合意の上現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請事業者は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

◇ 現地審査の典型的なスケジュール

第1日目

○ 開始会合

審査チームは、申請事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

○ マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する質問が、通常、トップマネジメント、品質管理者及び技術管理者に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。

第2日目

○ 通常、試験方法の区分ごとに1件以上の模擬試験の観察が実施されます。同時に技術管理者又は試験従事者に対して、試験方法、不確かさの見積もり、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。

○ 審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

○ 終了会合

審査チームリーダーは、申請事業者の代表職員に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと事業所の代表職員(通常は、品質管理者)の双方で審査で見えられた不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認します。確認された不適合については30日以内に是正報告書を、懸念事項については30日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に30日以上を要する場合には、是正計画書を提出してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。何も提出がない場合には、認定されないことがあります。

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。

また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、申請事業者による適切な措置が望まれます。

第2節 認定の付与

全ての審査終了後、審査チームは申請者による是処措置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。評定委員会による評定の結果、問題がないと判断され、認定センター所長により認定することが決定されますとASNITE試験事業者として認定が付与され、その証としてIAJapanから認定証が交付されます。認定証には、基本的にASNITE試験事業者の名称、認定番号、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定証に記載された内容が認定された範囲となります。

ASNITE試験事業者の認定番号は、プログラムごとの略号(ASNITE)、0001から始まる4桁の追い番号です。試験報告書にILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付す場合には、認定番号に加え、認定された事業の内容を示す付加情報(試験:T)を付記する必要があります(例:ASNITE 0001 T)。一つの事業所に一つの認定番号を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の番号になります。ただし、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定番号になります。

この認定番号及び付加情報は、ASNITE試験事業者が発行する試験報告書に付すILAC MRA組み合わせ認定シンボルの下部に見やすく付記する必要があります。すべての認定区分を廃止する場合にあっては、その認定番号は、以降欠番となります。

ASNITE試験事業者は、認定証をカラーコピーで全て複写する場合は、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を行い、誤解を招くような事態を予防しなければいけません。

IAJapanは認定と同時に認定された事業所の名称及び所在地、認定番号、試験方法の区分をホームページに掲載します。

第3節 認定申請中の変更

認定申請中に認定申請書(様式1)又は添付書類の記載内容に変更が生じた場合は、様式集の様式2のASNITE認定申請書等訂正願(1部)に変更した添付書類を添えてIAJapanに提出してください。

第4章 ASNITE試験事業者の権利と義務

第1節 ASNITE試験事業者の権利

1. ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行

ASNITE試験事業者は、試験を行ったときは、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

また、英語による試験報告書を発行することができます。発行に当たっては、申請時にIAJapanに提出した手順及び様式を用いなければなりません。申請時の様式と異なる試験報告書を発行する場合は、第5章第2節「変更の届出」の手続きを行い、IAJapanの承認を得てください。

2. 認定基準の変更

IAJapanは、第1章第3節の3. 認定基準を変更する時は、新基準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、ASNITE試験事業者にお知らせします。

3. 審査チームに対する異議申立

ASNITE試験事業者は、審査チームの構成について、IAJapanに異議を申し立てる機会が与えられます。

4. IAJapanに対する苦情及び異議の申立

ASNITE試験事業者は、IAJapanの行う処分、制度の運営などに対して異議又は苦情の申立を行うことができます。

第2節 ASNITE試験事業者の義務

ASNITE試験事業者には幾つかの義務が課せられます。ASNITE試験事業者は、継続的な認定の維持のために、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」に記載した遵守事項を遵守しなければなりません。

なお、申請事業者は認定申請時に、様式集の様式1-3の「ASNITE認定の一般要求事項の誓約について」を提出するよう求められます。

第5章 認定の維持のための手続き

第1節 認定基準への継続的な適合

ASNITE試験事業者が認定を維持していくためには、ASNITE試験事業者の義務を遵守し、認定基準に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。

1. 試験の技術的能力の定期的な確認

ASNITE試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、技術的運営に総合的な責任を持つ者(技術管理者)は、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努める必要があります。また、ASNITE試験事業者は、認定取得後少なくとも4年に1回は第2章第2節1. に従い、技術能力を証明しなければなりません。ASNITE試験事業者は、「IAJapan技能試験に関する方針」に従って、“技能試験参加計画”を作成し、これに従って定期的に技能試験に参加することが必要です。

2. マネジメントシステムの適切な運営

ASNITE試験事業者は、事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書に従って、事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者(品質管理者)は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。

第2節 変更の届出

ASNITE試験事業者は、認定申請書類の記載事項を変更したときは、原則として30日以内に様式3によるASNITE認定内容等変更届(1部)に変更した認定申請書類を添えてIAJapanに提出しなければいけません。提出が必要となる事例については別表3をご参照ください。

変更内容によっては、現地検査を行う場合がありますので、IAJapanにご相談下さい。(試験対象項目の追加、試験方法の変更等)

軽微な変更内容であっても定期検査時には変更後の最新版をご提出いただくこととなります。

また、連絡先担当者に変更が生じた場合は、様式1-13の「認定申請に関する連絡先担当者等」に記載し、ご提出ください。

(1) 具体的には、以下に係る変更が変更届の対象になります。これらの事項は申請書の添付書類に対応しています。

- ① 事業所の名称及び代表者名
- ② 試験の実施の方法を定めた書類

これは、文書体系図又は文書リスト、ISO/IEC 17025に規定される品質マニュアル、試験に使用する設備(機器等)のトレーサビリティ体系図、試験手順を記述した書類、測定の不確かさを記述した書類、試験に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類、試験報告書の発行の方法を記述した書類、及びILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用方法を記述した書類です。

試験手順を記述した書類又は測定の不確かさを記述した書類について、変更を行う場合には、IAJapanに事前にご相談ください。

- ③ 試験事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面
- ④ 試験事業を行う施設の概要を記載した書面
- ⑤ 試験事業を行う組織に関する事項を記載した書面
- ⑥ 試験事業に従事する者の氏名及び該当事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を記載した書面
- ⑦ 認定範囲の試験規格が改正された場合(試験規格の改正に伴い、認定証の再発行が必要な場合)

(2) 変更届の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ① 複数の区分について認定を受けている者にあつては、区分ごとに変更届を提出してください。ただし、品質マニュアル等複数区分にわたって運用されている規程類の提出については省略できる場合がありますので、IAJapanにご相談ください。
- ② 「変更があつた事項」の記載に当たっては、変更があつた事項が複数ある場合には枝番を付してください。
- ③ 「変更の事由」の記載に当たっては、変更があつた事項が複数ある場合は、各項目ごとの変更の事由を記載してください
- ④ 備考として、「試験方法の区分の名称、試験方法」又は「認定区分(カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術)、試験項目、試験規格番号)」、「認定番号及び付加情報」、「事業所の名称」を記載してください。

第3節 契約検査(定期検査及び臨時検査)

IAJapanは、マネジメントシステムを適切に継続して運営していることを確認するため定期的な有料の検査を実施します。また、ASNITE試験事業者の重大な不適合等が発見された場合は、有料の臨時検査を実施することがあります。ただし、定期検査の実施にあわせて、認定区分を

拡大する場合には、拡大部分の申請が必要となります。詳細についてはIAJapanにご相談下さい。

(1) 定期検査

IAJapanは、ASNITE試験事業者が継続して認定基準に適合していることを確認するため定期的な検査を実施します。定期検査は原則として初回認定後1年以内に部分検査を実施し、初回認定後3年以内に全項目検査を実施し、その後は初回認定4年後とそれ以降2年毎に全項目検査を実施します。部分検査は主に内部監査及びマネジメントレビューの運営状況並びに試験報告書の発行状況を検査し、全項目検査は初回審査時と同様な規模で行われます。検査の大まかなプロセスは基本的に認定審査と同様になります。

(2) 臨時検査

ASNITE試験事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合は、臨時検査を実施します。臨時検査は、前もって事業者と予定を調整して行う場合と抜き打ちで行う場合の両方があります。臨時検査の範囲は、少数の指定項目(部分検査)の確認から全ての項目(全項目検査)の確認にわたることがあります。

(3) 手数料

定期検査及び臨時検査の手数は、第2章第5節の全項目検査及び部分検査の額になります。

(4) 実施案内及び申し込み

定期検査及び臨時検査(抜き打ちで行う場合を除く。)の実施時期、試験方法の区分、及び手数料等については、IAJapanから事前にご連絡いたしますので、それらに基づき、様式集の様式4に定める「定期検査申込書」に記入の上、申し込んでください。

第4節 事業の承継

ASNITE試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又はASNITE試験事業者について相続、合併若しくは分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、ASNITE試験事業者の地位を承継しますので、認定センターIAJapanに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面を変更届(様式2)に添えて提出してください。さらに「ASNITE認定の一般要求事項の誓約について(様式1-3)」も提出してください。

第5節 事業の廃止

ASNITE試験事業者は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として30日以内に様式5のASNITE試験事業者の事業廃止届を正本1部作成し、認定証を添えてIAJapanに提出しなければいけません。

なお、一部廃止の場合にあっては、一部廃止する範囲を廃止届の該当の欄で明示してください。

第6節 認定の取消し

IAJapanはASNITE試験事業者が認定要件に適合していない恐れがある場合、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。一時停止中のASNITE試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合又は契約検査を受けるための手数料を指定された期限以内に支払わなかった場合は、認定が取り消されます。一時停止や認定の取り消しは、マルチサ

イト事業者の場合は、全ての事業所が対象となることがあります。

第7節 ASNITE試験業務報告

IAJapan ではASNITE 試験事業者の最新の業務実施状況を把握することを目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

ASNITE 試験事業者は、認定された翌年度以降、6月末を目処に前年度の実績報告について、様式6のASNITE 試験業務に係る報告を作成し、IAJapan に提出をお願いします。

第6章 苦情又は異議の申立

苦情又は異議は、IAJapanで受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議申立は書面によって申し出ください。苦情又は異議はIAJapanの定める苦情又は異議申立処理手続に従って適切に処理されます。

苦情又は異議申立は以下の様に定義分類されます。

- (1) 苦情;IAJapan又はIAJapanが認定したASNITE試験事業者の活動に関する不満の表明で、異議申立以外のもの
- (2) 異議申立:希望する認定に関して、IAJapanが行った不利な決定を再考慮するようなASNITE試験事業者が行う要請

附 則

この文書は、平成25年6月20日から適用する。

附 則

1. 本手引きは、平成26年12月1日より規程管理規程の適用対象外とする。
2. 本手引きは、平成28年1月1日から適用する。

附 則

1. 本手引きは、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1. 本手引きは、平成28年9月29日から適用する。

別表1 申請書類

申請書類	
項目	書類等
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> ASNITE認定申請書(様式1、様式1-2)
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (提出する4組のうち3組にあつては写しで可)
3. ASNITE認定の一般要求事項の誓約について	<input type="checkbox"/> ASNITE認定の一般要求事項の誓約について(様式1-3)
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績) (様式1-4)
5. 試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-5)
6. 試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧 (様式1-6)
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-7) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-8)
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-9) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-10)
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> 品質文書一覧(様式1-11) <input type="checkbox"/> 品質マニュアル及び試験手順書(該当する場合不確かさの見積手順書、不確かさ評価の結果を含む)(場合によっては、申請/認定対象の試験規格の提出を、要求する場合があります。) <input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとに試験従事者の氏名及び経験 (様式1-12)
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等 (様式1-13)
12. ISO/IEC 17025 自己確認チェックリスト	<input type="checkbox"/> ISO/IEC 17025 自己確認チェックリスト
13. 技能試験に関する書類	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画(代替手法による実施を含む。) <input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す書類又はその写し (技能試験に参加した場合)

別表2 申請書類.(EPAエネルギースターに係るASNITE試験事業者の場合)

申請書類	
項目	書類等
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> ASNITE認定申請書(様式1、様式1-2)
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (提出する4組のうち3組にあっては写しで可)
3. ASNITE認定の一般要求事項の誓約について	<input type="checkbox"/> ASNITE認定の一般要求事項の誓約について(様式1-3) <input type="checkbox"/> EPAエネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績)(様式1-4)
5. 試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-5)
6. 試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-6)
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-7) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-8)
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-9) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-10)
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> 品質文書一覧(様式1-11) <input type="checkbox"/> 品質マニュアル及び試験手順書(該当する場合不確かさの見積手順書、不確かさ評価の結果を含む)(場合によっては、申請/認定対象の試験規格の提出を、要求する場合があります。) <input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとに試験従事者の氏名及び経験(様式1-12)
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等(様式1-13)
12. ISO/IEC 17025 自己確認チェックリスト	<input type="checkbox"/> ISO/IEC 17025 自己確認チェックリスト
13. 技能試験に関する書類	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画(代替手法による実施を含む。) <input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す書類又はその写し(技能試験に参加した場合)

別表3 変更届に係る例

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例
試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	当該事業の種類及び概要を記した書面	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
	申請事業者の全体組織図	申請事業者の全体組織図の変更	試験の事業に関係のない部署の名称変更等
試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験装置・機器等一覧表	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験所内における所在場所の変更
試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設(建屋)の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
	(2)試験室等の機器の配置図	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験所内における機器等のレイアウト変更
	(3)ASNITE認定申請書「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」	①常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無の変更 ②(レンタルラボの場合)賃貸契約内容の変更	
試験の事業を行う組織に関する事項	(1)ASNITE認定申請書「認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号」	主たる事業所以外で試験活動を行う事業所の追加・変更	
	(2)試験所の組織図	試験所組織図の変更	
	(3)主要職員名簿	事業者の代表者、トップマネジメント、技術管理者、品質管理者、署名・記名押印者、代理者、連絡担当者の変更	左記以外の職員の変更
試験の事業の実施の方法に関する事項	品質文書一覧表	品質マニュアル、試験手順書、不確かさの見積もり手順書等の改正又は追加	
	品質マニュアル、試験手順書、不確かさの見積もり手順書、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式等		左記のうち、実質的な改正でない場合
試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験従事者一覧表	試験従事者の変更	

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例
認定範囲の試験規格	ASNITE認定申請書「認定を受けようとする試験方法の区分」又は「認定区分、試験項目、試験規格番号」	認定範囲の試験規格の変更	

(注)軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、定期検査の申込み時に最新内容の書類として提出する必要があります。

ASNITE試験事業者 様式集

用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番としてください。ただし、様式1-7、1-8及び1-9については、A列3番でも結構です。

(試験事業者 様式1) ASNITE認定申請書

ASNITE 認定申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿住所
申請者の氏名又は名称及び
法人にあっては代表者の氏名 印

試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

2. 認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号

主たる事業所

ふりがな	
名称	
ふりがな	
所在地(郵便番号)	
電話番号	

主たる事業所以外で試験活動を行う事業所

試験活動	
ふりがな	
名称	
ふりがな	
所在地(郵便番号)	
電話番号	

3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

【作成注意】**1. 「申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」**

氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は本人が自署するものとします。

2. 「認定を受けようとする試験方法の区分」

「別紙のとおり」と記載し、様式1-2により別紙を作成してください。(ただし、この項目に様式1-2の内容を記載していただいても結構です。)

ASNITE 試験事業者(環境)に係る申請の場合は、記載項目名を「1. 認定を受けようとする認定区分(カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術)、試験項目、試験規格番号」と書き換えてください。

3. 「主たる事業所」

認定を受けようとする事業所を記載してください。マルチサイト事業者の場合は、品質管理者をおく事業所を記載してください。

4. 「主たる事業所以外で試験活動を行う事業所」

主たる事業所以外で試験活動を行う事業所を全て記載してください。主たる事業所以外で試験活動を行う事業所がない場合は、表を削除のうえ、「該当なし」と記載してください。事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。

なお、試験活動には、試験の実施、試験報告書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、試験の計画、試験の結果のレビュー、承認及び決定が含まれます。

5. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」

「該当なし」、「現地試験を実施」、「レンタルラボでの試験を実施」のいずれかを記載してください。

また、「レンタルラボでの試験」で利用する施設が限定されている場合は、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。

(試験事業者 様式1-2) 認定を受けようとする試験方法の区分

【試験事業者(環境)以外の場合(「ASNITE 試験方法区分一覧(TGRP32)」の試験方法の場合)】

様式1-2 別紙

認定を受けようとする試験方法の区分

事業所の名称: _____

常設試験施設で行う試験

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法

現地試験

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法

レンタルラボで行う試験

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法

【作成注意】

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 「常設試験施設で行う試験」、「現地試験」又は「レンタルラボで行う試験」毎の記載において、該当する試験がない場合は表を削除してください。

【試験事業者(環境)の場合(「ASNITE 試験事業者(環境)に係る認定区分一覧」(ENRP33)の試験方法の場合)】

様式1-2 別紙

認定区分(カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術)、試験項目、試験規格番号

事業所の名称: _____

常設試験施設で行う試験

認定区分			試験項目／ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		

現地試験

認定区分			試験項目／ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		

レンタルラボで行う試験

認定区分			試験項目／ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		

【作成注意】

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 「常設試験施設で行う試験」、「現地試験」又は「レンタルラボで行う試験」毎の記載において、該当する試験がない場合は表を削除してください。

(試験事業者 様式1-3) ASNITE認定の一般要求事項の誓約について(ASNITE試験申請者、ASNITE試験事業者に限る)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 あて

申請試験事業者 住所
氏名又は名称
代表者名 印

ASNITE 認定の一般要求事項の誓約について

〇〇〇〇は、製品評価技術基盤機構認定制度に基づく認定の申請を行うにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 認定の手順に従い、貴機関の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを確認します。また、審査において必要な便宜と協力を提供するとともに、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。
2. また、ASNITE 試験事業者として認定された場合、以後、常に「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」(TERP21)の該当するすべての項目を遵守します。
3. 前述の要求事項が改正された場合及び認定された範囲を変更した場合にも、本誓約書の内容を引き続き遵守します。

【作成注意】

1. この誓約書は、認定申請と同時に試験事業者から提出していただくものです。
2. 日付は、申請日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当協会〇〇試験室」など、申請試験事業者の事業所(試験所)名を記入してください。

(試験事業者 様式1-4) 試験の業務の実績

試験の業務の実績

(年 月 日 ~ 年 月 日)

試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数

(試験事業者 様式1-5) 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(試験事業以外の事業を行っている場合)

(試験事業以外の事業を行っている場合)試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図

組織図



(試験事業者 様式1-6) 試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

区分の名称: _____

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

【作成注意】

1. 「認定を受けようとする試験方法の区分」又は「認定区分」毎に表を作成してください。
2. 現地試験又はレンタルラボでの試験に用いる器具、機械又は装置は、名称に(*)印を付けてください。(例:電圧計(*))
3. 依頼者又は依頼者が指定する者が所有する器具、機械又は装置の借入やレンタルラボの器具、機械又は装置のため「製造番号」の特定ができない場合は、「依頼者設備/依頼者が指定する者の設備/レンタルラボ設備(該当を選択)」と記載してください。

(試験事業者 様式1-7) 試験の事業を行う施設の概要(試験所の配置図)

試験の事業を行う施設の概要

(1) 試験所の配置図

事業所の名称	

【作成注意】

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、「現地試験/レンタルラボでの試験のため該当せず。(該当を選択)」と記載してください。ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合は、「試験所の配置図」を記載してください。また、レンタルラボである旨、賃貸人、所在地も記載してください。

(試験事業者 様式1-8) 試験の事業を行う施設の概要(試験室等の機器の配置図)

試験の事業を行う施設の概要

(2) 試験室等の機器の配置図

区分の名称	
試験室名	

【作成注意】

現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、試験方法の区分又は認定区分の名称、現地施設に対する要求仕様を記載してください。(例:〇〇試験 現地施設に対する要求仕様:温度 20 °C±2 °C、相対湿度:70 %以下で管理された施設であること。)

ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合、可能な範囲で「試験室等の機器の配置図」を記載してください。

(試験事業者 様式1-9) 試験の事業を行う組織に関する事項(試験所の組織図)

試験の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図

組織図



(試験事業者 様式1-10) 試験の事業を行う組織に関する事項(主要職員名簿)

試験の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

トップマネジメント	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理者	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理者	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	

(試験事業者 様式1-11) 試験の事業の実施の方法に関する事項

試験の事業の実施の方法に関する事項

文書番号	文 書 名	制定日又は最新更新日

(試験事業者 様式1-12) 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績

(試験事業者 様式1-13) 認定申請に関する連絡先担当者等

年 月 日

認定申請に関する連絡先担当者(必要な場合、認定後の連絡先担当者)及び認定された後のASNITE試験事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所(試験所)は次のとおりです。

(1) 認定申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

(2) 認定後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

(3) 認定された後のASNITE試験事業者一覧表等で公表を希望する認定試験所の問い合わせ窓口

問い合わせ窓口	事業者名、事業所名(試験所名)の和文	
	事業者名、事業所名(試験所名)の英文	
電話		
FAX		
E-mail(利用できる場合)		

(注1) 一覧表等での電話、FAX等の公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。

(注2) 異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

(試験事業者 様式2) ASNITE認定申請書等訂正願

ASNITE 認定申請書等訂正願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付で ASNITE 認定の申請をしましたが、下記のとおり申請書類記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。

記

1. 訂正事項

2. 訂正理由

- 備考 ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
② 訂正事項及び訂正理由の記載にあたって、訂正事項が複数ある場合には枝番を付し、訂正理由と整合させてください。また、必要に応じて別紙を用いてください。
③ 訂正後の関係資料を一緒に提出してください。
④ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合においては、署名は本人が自署するものとします。

(試験事業者 様式3) ASNITE認定内容等変更届

ASNITE 認定内容等変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称

代表者の氏名

印

下記のとおり、ASNITE 認定に係る変更があったので、届け出ます。

記

1 変更のあった事項

2 変更の事由

(備考)

- ・ 「試験方法の区分の名称、試験方法」又は「認定区分(カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術)、試験項目、試験規格番号」
- ・ 認定番号及び付加情報
- ・ 事業所(試験所)の名称

備考 ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

② 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

この場合において、署名は本人が自署するものとします。

(試験事業者 様式4) ASNITE定期(又は臨時)検査申込書

ASNITE 定期(又は臨時)検査申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称

代表者の氏名

印

下記の認定について、〇〇年度の定期検査(又は臨時)を申し込みます。また、定期(又は臨時)検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所の名称
2. 認定番号及び付加情報(認定された分野の識別記号)
3. 定期検査の種類(定期検査の場合に限る)
4. 定期(又は臨時)検査を受ける認定区分
5. 手数料

- 備考
- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
 - ② 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合において、署名は本人が自署するものとします。
 - ③ 代表者は、事業所の長でもよいものとします。

(試験事業者 様式5) ASNITE試験事業者の事業廃止届

ASNITE 試験事業者の事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称
代表者の氏名 印

下記の ASNITE 認定に係る事業は、 年 月 日に廃止したので、届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号
2. 事業所の名称及び所在地
3. 「試験方法の区分の名称、試験方法」又は「認定区分(カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術)、試験項目、試験規格番号」

備考 ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
② 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合において、署名は本人が自署するものとします。

(試験事業者 様式6) ASNITE試験業務に係る報告事項

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター(プログラム名)チーム長 あて

ASNITE試験事業者・事業所の担当者

ASNITE試験業務に係る報告について

下記のとおり、ASNITE試験業務に係る報告について提出します。

記

試験業務の実績及び試験報告書の発行実績
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

区分	② ASNITE 対象試験実績		②ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験報告書	(参考) 類似試験
	試験方法	実施件数	発行件数(枚数)	実施件数
		約 件	(件枚)	約 件

注) 実施件数は、認定区分ごと、試験方法規格ごとに記載してください。

- 備考 ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
② 区分数等が多く、1枚に収まりきらない場合は、記以下に「別紙のとおり」と明記し、別紙として添付してください。

(試験事業者 様式7) 委任状

委任状

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
委任者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名 印

ASNITE 認定に係わる手続きの権限を下記の者に委任します。

記

被委任者： 住所、所属、役職及び氏名

委任の範囲：

以上

ASNITE試験事業者認定の取得と維持のための手引き 第8版
改正ポイント

主な改正内容

- ◆第3章 第3節及び第5章 第2節：ASNITE認定申請書等訂正願及びASNITE認定内容等変更届に変更した書類を添えて提出する旨を追記。
- ◆別表1及び別表2：申請書類に技能試験参加計画の提出を追記。
- ◆別表3：変更届に係る例を修正。
- ◆ASNITE試験事業者 様式集：常設試験施設以外の場所での試験に対応するための様式1、様式1-2、様式1-6、様式1-7及び様式1-8の修正。

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。